二　混信等の防止
1　既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するためのより優れた技術を導入することとしていること。
2　既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策がより充実していること。
三　電波の能率的な利用の確保
電波の能率的な利用を確保するための計画の内容がより充実していること。
四　その他
一から三までのほか、当該特定基地局を開設して放送局設備供給役務の提供を行うことが、放送の普及及び健全な発達により寄与すること。

○財務省告示第三百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百三十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項及び第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法
イ　価格競争入札発行　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
ロ　非競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆六千八百三十一億円
うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百四十九億九千七百六十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆四千五百五十六億千七十万円、同法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千四百九十九億五千六百九十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千百二十五億四千八百十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千三百九十九億八千六百六十万円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四十一億六千五百万円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千百二十一億円
ロ　非競争入札発行　二兆六千八百三十三億五千五百七十六万五千円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四十一億六千五百四十一万六千五百円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　二千百二十一億二千百二十一万円
ロ　非競争入札発行　五万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　最低額面金額　平成二十五年十一月十五日
九　振替単位　額面金額百円につき百円五厘以上のそれぞれの応募価格
十　発行日　額面金額百円につき百円一銭
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　年〇・一パーセント
ロ　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　平成二十六年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二　利率　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十三　初期利子　平成二十七年十一月十五日
十四　第二期以後の利子　額面金額百円につき百円
十五　償還期限　日本銀行
十六　償還金額　財務大臣から通知を受けた者
十七　元利金支払場所　平成二十五年十一月十五日
十八　入札参加者
十九　払込期日

○財務省告示第三百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十一月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項